

第25期第33回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和8年4月6日(月曜日) 13:30~14:50

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第9番	近藤美喜男
第2番	近藤孝志	第10番	千葉英明
第3番	加藤宏司	第11番	土岐秀男
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治
第8番	神野明仁		

(3) 欠席委員

第4番	永易博隆	第5番	小野義尚
第12番	飯尾博光		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
主査	井上貴清	主事	小島一貴

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 令和8年度最適化活動の目標設定等について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人・推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、藤田会長よろしく願いいたします。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

非常に過ごしやすい季節となりまして、桜の花も満開を迎えております。各地で大変きれいな景色を見ることができ素晴らしい時期になってまいりました。

そうした中で、いろいろなことがございますが、農作業につきましては、昨年はお米をはじめ、数字の面でも良い結果が出た年だったのではないかと考えております。そうしたことから、皆さんが日頃から農作業にしっかりと力を入れて取り組んでこられた結果ではないかと感じております。

これからも大変な時期が続くと思いますが、とにかく無理をし過ぎることのないようにしながら、それぞれの立場で頑張っていただきたいと思います。

それでは、ただいまから第33回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係は議案第1号から第6号まで、農政関係は令和8年度最適化活動の目標設定等についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において小野春雄委員と伊藤繁次郎委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号から第6号までは意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は4件です。

2ページをお開きください。

1番及び2番は譲受人が同一の案件でございますので、一括して説明させていただきます。

1番、上原一丁目、畑1筆、面積803㎡及び2番、上原一丁目、畑1筆、面積530㎡、譲受人は1-1さん。譲受人は、現在、6反5畝ほどの農地を耕作している法人で、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を借り受けるため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

なお、譲受人は、農地所有適格法人ではございませんので、農地の所有ができない法人となります。別紙1の第2号、農地所有適格法人要件の判断の理由の欄に記載のとおり、農地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていることなど第3項の要件を全て満たしているとき、使用貸借や賃貸借ができるようになります。また、条件付き許可という取扱いで、毎事業年度終了後、報告の義務が課されることとなります。

3ページを御覧ください。

3番、船木字元船木、畑2筆、合計面積403㎡、譲受人は市内在住の1-2さん。譲受人は、これまで親族の耕作の手伝い等をしており、今回、申請地を借り受け、新規に営農を開始することを目的に、申請が提出されたもので、作付けは里芋を予定しているとのことです。

4番、船木字坂ノ下、畑1筆、面積449㎡、譲受人は市内在住の1-3さん。譲受人は、これまで実家の耕作を手伝っており、今回、申請地を借り受け、新規に営農を開始することを目的に、申請が提出されたもので、作付けはスナックエンドウ、ソラ豆、玉ネギ、高菜を予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、1番及び2番は伊藤繁次郎委員から、3番は神野伸二委員から、4番は星加誠委員からそれぞれ報告をいただきます。

まず、伊藤繁次郎委員お願いします。

【伊藤委員】

去る3月11日に、譲受人と面談をいたしました。自作地はございませんが、近隣の土地を借りて耕作管理をされており、耕作意欲については十分に認められます。また、5年ほど前から、上原のコンビニエンスストア南側付近において耕作を行っており、地元の水利組合にも加入されておりますことから、地域との調和要件についても特に問題はないと考えられます。

以上の点から、許可しても特に問題はないと思われしますので、御審議の程よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、神野伸二委員お願いたします。

【神野（伸）委員】

申請地につきましては、現在耕作されており、いつでも作付けができる状態となっております。また、地域との関係につきましても、特に問題はないと考えられます。

以上のことから、許可をしても支障はないと思われしますので、御審議の程よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、星加誠委員お願します。

【星加委員】

3月9日に、譲受人の父親である譲渡人から連絡があり、申請内容について説明を受けました。その後、同月13日に譲受人と連絡を取り、改めて申請内容及び申請目的について確認を行っております。

申請地につきましては、当該農地が私の所有する農地と隣接していることから、比較的詳しく状況を把握しております。申請地は、譲渡人宅に隣接した場所で、池田池の北側に位置し、猿やイノシシなどの獣害が多い地域ではありますが、これまで譲渡人は防護ネットや電気柵を設置するなどして対策を行い、長年にわたり輪作体系を組みながら旬の野菜を栽培してきました。現在も野菜栽培は継続されています。ただし、譲渡人が高齢となり、近年は本人が納得するような十分な農作業が難しい状況となってきております。一方、近くに住む譲受人が、時間のあるときに作業を手伝っており、将来的には引き継ぐ必要があるという判断から、今回、正式に手続きを行うこととなりました。

次に、農機具の保有状況ですが、譲受人自身は農機具を所有していないものの、譲渡人が保有する農機具を使用することができるほか、近隣の親戚がトラクターを所有しているため、大規模な耕起等が必要な場合にはトラクターを使用できる環境にあります。栽培技術につきましては、譲受人の農業経験はまだ浅い状況ですが、譲渡人の助言を受けながら、今後徐々に技術を習得していくものと考えられます。

最後に、地域との調和要件についてですが、隣接地との境界は石垣やコンクリート構造物で明確に区分されており、特に問題はありません。また、これまで譲渡人が地域の方々と築いてきた関係を、譲受人が引き継いでいくものと考えられます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番から4番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は6件です。

5ページを御覧ください。

15番、宇高町三丁目、田1筆、面積1,198㎡、譲受人は市内在住の2-1さん。譲受人は、親族の耕作を手伝ってきた経験を有し、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けはブルーベリーを予定しているとのこと。

16番、大生院字本村、田1筆、面積231㎡、譲受人は市内在住の2-2さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、自宅に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けはトマト、キュウリ、ナスビを予定しているとのことです。

6ページをお開きください。

17番、大生院字本村、田2筆、合計面積230㎡、譲受人は市内在住の2-3さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、自宅に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けはトマト、キュウリ、ナスビを予定しているとのことです。

18番、垣生三丁目、畑1筆、面積502㎡。譲受人は市内在住の2-4さん。譲受人は、3反3畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を贈与により取得するため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは白菜、サツマイモ、キュウリを予定しているとのことです。

7ページを御覧ください。

19番及び20番は譲受人が同一の案件でございますので、一括して説明させていただきます。19番、多喜浜二丁目、田1筆、面積45㎡及び20番、多喜浜二丁目、田1筆、面積176㎡、譲受人は市内在住の2-5さん。譲受人は、今回、新規就農を目的に、申請地を取得するため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

以上、15番から20番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、15番は近藤孝志委員から、16番及び17番は土岐典子委員から、19番及び20番は横井直次委員からそれぞれ報告をいただきます。18番は私が地元委員となりますので報告いたします。

本件は垣生山の畑に関するものでございます。現在、譲受人は、約3反程度の農地を耕作しております。今回の申請は、経営規模の拡大を目的としたもので、慣行小作権が設定されていた土地について、その所有権を贈与により譲り受ける内容となっております。

当初、現地確認を行った際に、面積に多少の相違があるのではないかという指摘もありましたが、仮に再測量や分筆を行うとなると、費用や手続きの負担が大きくなる

ことから、現状の面積を前提として進めるのが妥当ではないかという判断に至っております。

譲受人は現在70歳前で、仕事に従事しながら農作業も継続しており、日常的に山へ上がって作業を行うなど、耕作意欲も認められます。また、法面や道路等を含め、周辺地域との関係においても特段のトラブルはなく、地域との調和要件についても問題はないものと考えられます。

以上の点を踏まえ、本件については特段の支障はないものと考えております。御審議の程よろしくお願いいたします。

続いて、近藤孝志委員お願いします。

【近藤（孝）委員】

3月12日に申請地（現地）調査を行いました。また、譲受人には電話にて状況の説明をしていただいております。現状につきましては、大変良好に管理されており、どのような作物でもすぐに栽培できる状態でございます。なお、譲受人の農業経験につきましては、多少はあるものの、全体としては少ないというお話がありました。その分、御主人にも手伝っていただきながら、ブルーベリーの栽培を行いたいとの意向でございます。

当初は作付面積が広く、大変ではないかという話もいたしましたが、その点については、必要に応じて人を雇うなどして対応する予定であり、特に心配はないので任せて欲しいとのことでした。

以上のことから、耕作意欲は認められ、営農計画についても十分検討されているものと考えられます。また、境界等の状況や地域との関係についても特に問題はないと判断しております。御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、土岐典子委員お願いします。

【土岐（典）委員】

3月23日に現地確認に伺い、その際に併せて境界等も確認しております。

現在、2-2さんは知人の畑を耕作しており、野菜作りに積極的に取り組んでおられます。また、今回、隣接農地の耕作者として17番の譲受人である2-3さんがおられますが、お隣同士と一緒に野菜作りに取り組む予定とのことでした。申請地の東側用水路に水は流れておりませんが、自宅前ということもあり、水やりについては可能な状況でございます。地域との調和につきましては、特に問題はないものと考えております。

次に、2-3さんは今回が初めての農業とのことですが、お隣の2-2さんからいろいろと教わりながら取り組む予定で、農機具も2-2さんから借り受けて野菜作りを行いたいという意向でございます。

以上の点から、こちらも地域との調和につきましては、特に問題はないものと考えております。御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、横井直次委員お願いします。

【横井委員】

19番及び20番について、まとめて報告いたします。

3月24日、申請地にて譲受人と面談を行いました。申請地は現在、雑草はきれいに刈り取られ、いつでも耕作できる状態となっております。百姓が初めてという譲受人は、高齢ではありますが、健康状態に問題はなく、生きがいの1つとして季節野菜を育てていきたい、将来的には息子に引き継いでいきたいとの意向を聞き取りました。大型の農機具は特に保有しておりませんが、農地面積などから考えても手作業でも対応できるかと思えます。隣接地との境界線は明確ですし、地域との調和も特に問題はありませんので、許可しても支障はないと考えております。

御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、15番から20番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【真鍋委員】

19番及び20番の委員からの報告で、譲受人は百姓が初めてだと伺いましたが、議案書の農作業歴は20年と記載されております。どちらが正しいのでしょうか。

【竹林事務局次長】

申請書類を代行作成した行政書士が譲受人から親の耕作の手伝いをしてきた経験年数を聞き取って記載した情報と、譲受人本人の実感として本格的な農業経験はないという認識の差が現れたものと思われまます。

【藤田会長】

「農業経験があるかどうか」という点は、一概に多い・少ないと判断できるものではありません。例えば、子どもの頃に親の農作業を手伝っていたことも、一つの農業経験と考えられます。しかし、具体的にどのような作業をどの程度行っていたのかまでは分からないため、その内容だけで一律に評価することは難しいところです。また、本人が代理人を通じて説明している内容も含め、総合的に判断する必要があります。

農業というのは広い意味を持ち、極端に言えば、少し鍬を振るだけでも農業経験と捉えられる場合もあります。家庭菜園で野菜を作る程度の経験も含め、その判断は一概には言えません。したがって、そのあたりは最終的に皆さんそれぞれの御判断に委ねたいと思います。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主査】

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は2件です。

9ページを御覧ください。

1番、宇高町一丁目、田1筆、申請人は3-1さん。内容は自己住宅1戸80.50㎡、農地区分は農振農用地からの除外手続が行われており、その他の農地である第2種農地と判断されます。

2番、八幡三丁目、畑1筆、申請人は3-2さん。内容は自己住宅1戸125.87㎡、一体利用地として宅地198.92㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、1番及び2番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認め

られるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくお願ひします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番及び2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【近藤（孝）委員】

1番の3-1さんの件についてですが、私の自宅の近所の方です。昨年9月には住宅を建築するとのお話がありましたが、これだけ手続きが長引いているということは、これまでに何か違反行為等があったのか、その点を確認させていただきたいと思います。

【井上主査】

違反行為があったという話は特に聞いておりませんが、農用地除外の手続きに時間を要していたという経緯は確認しております。

本件は少し経緯が複雑で、宅地の南側に農地があり、宅地部分と一体となって一筆全体が農用地指定を受けていたという事情がありました。建物自体は、農地法施行以前から存在していたもので、本来であれば指定当時にそれに基づいた手続きを行うべきところでしたが、一筆全体が農用地指定されていたことにより、直近の手続きの段階で支障が生じたもので、別途対応が必要となったと伺っています。

そのため、県とも相談の上、事業者側で分筆、宅地部分については農地復旧をした上で、改めて農用地除外の手続きを進めることとなり、こうした一連の手続きがあったことから、結果的に期間が長引いたものと聞いております。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

10ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」と17ページ、議案第5号「農地転用事業計画変更について」は関連しておりますので、併せて議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主査】

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は16件ですが、先程会長から説明がありましたとおり、関連議案として議案第5号農地転用事業計画変更申請が1件ございます。

11ページを御覧ください。

28番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は4-1さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

29番、垣生四丁目、田1筆、譲受人は4-2さん。内容は自己住宅1戸123.38㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

30番、久保田町二丁目、畑2筆、譲受人は4-3さん外1名。内容は自己住宅1戸153.40㎡、一体利用地として宅地85.09㎡および用悪水路6.18㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

12ページをお開きください。

31番、大生院字本村、田1筆、譲受人は4-4さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

32番、宮原町、田4筆、譲受人は4-5さん。内容は建売住宅3戸269.95㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

33番、宇高町二丁目、田2筆、譲受人は4-6さん外1名。内容は自己住宅1戸110.28㎡、一体利用地は宅地進入路として公衆用道路308.13㎡があり、農地区分は農振農用地からの除外手続がされており、その他の農地である第2種農地と判断されます。権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

13ページを御覧ください。

34番、大生院字本村、田3筆、譲受人は4-7さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

35番、中村松木一丁目、畑1筆、譲受人は4-8さん。内容は自己住宅1戸64.07㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

36番、寿町、畑2筆、譲受人は4-9さん。内容は自己住宅1戸129.18㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

37番、萩生字岸ノ下、田2筆、譲受人は4-10さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

38番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は4-11さん。内容は建売住宅5戸260.85㎡、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

39番、萩生字岸ノ下、田2筆、譲受人は4-12さん。内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

15ページを御覧ください。

40番、河内町、畑2筆、譲受人は4-13さん。内容は自己住宅1戸120.49㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

41番、大生院字岸影、田1筆、譲受人は4-14さん。内容は自己住宅1戸94.16㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は40年です。

42番、田の上一丁目、田2筆、譲受人は4-15さん。内容は建売住宅6戸355.06㎡、一体利用地として宅地21.66㎡があり、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

43番、船木字檜之端、畑2筆、譲受人は4-16さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、関連議案として18ページ議案第5号1番に記載のとおり、転用許可済の隣接地を一体利用地として転用するもので、変更理由等については議案書に記載のとおりとなります。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、議案4号28番から43番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても問題なく、また、議案第5号農地転用事業計画変更についても、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、議案第4号28番から43番まで、議案第5号第1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【渡邊委員】

41番の使用貸借権設定期間40年についてですが、40年を経過したらどうなりますか。

【井上主査】

基本的には20年以上経過した場合、一時転用には該当せず、そのまま地目変更を行うことが可能ですので、現在の用途のまま使用を継続することが可能です。

書類上は40年となっていますが、この間に地目変更が行われた場合、農地法上の制限は完全に外れる形になります。その後の使用については、関係当事者間での話となりますが、当該申請は当事者が親子関係にあることから、期間経過後も実質的にはそのまま継続して使用されるものと思われま

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり議案第4号を許可相当として、議案第5号を承認相当として、それぞれ意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として、議案第5号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として、それぞれ県知事に意見を送付いたします。

19ページを御覧ください。

議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供しますが、渡邊勝俊委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第6号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

当該計画（案）の内容といたしましては、田4筆、畑4筆、合計面積7,138㎡でございます。

20ページをお開きください。

権利の設定を受ける者は、107番から110番までの5-1さん及び111番から114番までの5-2さんの2名でございます。内訳といたしまして、まず、新規設定4筆につきましては、存続期間5年11か月で、権利の種類は使用貸借権となっております。次に、再設定4筆につきましては、存続期間5年10か月で、権利の種類は使用貸借権となっております。

以上の事案につきまして、申出書にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。御審議よろしくお願いたします。

【藤田会長】

以上、4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

それでは議案第6号の審議が終了しましたので、委員の入室を求めます。ここで暫時いたします。

（委員入室）

休憩前に引き続き会議を開きます。

21ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時30分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、決議事項が1件、報告事項が1件となっております。また、議案の審議が終わりましたら、引き続き「新居浜市農業施策に関する意見書について」を協議いたします。

1ページを御覧ください。

議案第1号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【原事務局長】

議案第1号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を説明させていただきます。

総会資料2ページをお開きください。

令和8年度最適化活動の目標の設定等となっております。Ⅰは農業委員会の状況でございます。

次に、3ページを御覧ください。

Ⅱは最適化活動の目標でございます。最適化活動の成果目標として、(1)から(3)までの3つの項目がございます。

まず、(1)農地の集積については、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者への農地の集積目標でございます。令和3年10月に作成した新居浜市の基本構想で10年後に目指す集積率24.6%から算出し、今年度の目標を、新規集積面積17ヘクタールとしております。

次に、(2)遊休農地の解消については、令和4年度の調査で判明した遊休農地面積85ヘクタールのうち、緑色区分の28ヘクタールについて、令和4年度から4年かけて解消することを目標とするため、今年度の解消目標面積は昨年度と同様に7ヘクタールとなります。黄色区分については、基盤整備の計画を基に工程表を策定することが目標であるため、引き続き、市への要望を続けていきたいと思っております。

次に、4ページをお開きください。

(3)新規参入の促進でございますが、農地の所有者から新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとなっていること

から、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上にあたる面積2ヘクタールを目標としております。

次に、最適化活動の活動目標でございます。(1)から(3)までの3つの項目がございます。委員さんの活動についての目標になります。

まず、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが、農業委員会全体として取り組む活動に加え、日常の農作業のための圃場の行き来と併せて行う「農地の見守り」や「農家への声かけ」等の活動も含め、1月に行う1人当たりの活動日数を8日としました。

次に、(2)活動強化月間の設定目標ですが、農林水産省経営局長通知により、活動強化月間として3か月以上を設定することを目標としているため、景観形成作物の播種作業を行う7月、8月、11月及び12月の4か月間を強化月間とし、遊休農地の解消を取り組み目標としています。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標ですが、「農業委員会は都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に1名以上参加することを目標として設定するものとする。」となっていることから、毎年2月頃に実施している新居浜市営農推進協議会による新規就農相談会に参加することとしております。

今後の予定としましては、ただいま説明しました令和8年度最適化活動の目標の設定等を県知事へ報告するとともに、新居浜市ホームページにより公表することになります。

以上で提案説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

議案第1号について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。

5ページを御覧ください。

令和7年4月から令和8年3月までの業務について報告します。

まず、(1) 会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月えひめ共済会館で開催され、私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。また、5月28日に全国農業委員会会長大会、11月27日に全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催され、私が出席しました。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を3回開催しました。

続きまして、総会及び農政関係報告、農地関係報告等については、資料のとおりですので、後ほどお目通しください。

以上で、業務報告を終わります。

ただいまの報告事項について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上をもちまして、議案の審議がすべて終了いたしました。

続いて、「新居浜市農業施策に関する意見書について」の協議を行います。事務局から説明をお願いします。

【小島主事】

まず、お配りしております資料について御説明いたします。資料1は、今回提出を予定している意見書案です。資料2は、前回、令和5年に市長に提出された意見書を参考資料として添付しております。

それでは、委員の方々から2月に御提出いただいた修正案を踏まえ、事務局でとりまとめた意見書案について、資料1を用いて説明いたします。

まず、1ページを御覧ください。

赤字部分が、前回の意見書からの変更箇所となります。

初めに、1ページ目3行目で、変更1と吹き出しがある箇所です。前回は意見書では、農業を取り巻く環境を「コロナ禍やウクライナ侵攻」といった内容でしたが、今回は、「国際情勢の不安定化や円高の影響によって、燃料や肥料が高止まりしている状況」と変更しています。

次に、変更2です。「地域計画の策定」としていた部分を、「新居浜市の農業の将来像を描くためには、市内農地全体の現状を的確に把握する取組みや、地域計画のブラッシュアップを進めていくことが重要であり、関係機関との連携強化と地域での協議の継続が求められる」という内容に変更しています。

続いて、2ページをお開きください。変更3の後継者対策については、認定農業者だけでなく、認定農業者以外の農家も農業を継続できるよう支援策が必要である旨を追

記しています。

次に、変更4の農作業の請負事業の再構築及び体制整備については、共同利用者部会の人材確保、機械更新の補助など、利用者部会の再構築に向けた内容を追加しています。

次に、変更5の地域計画については、2ページから3ページにかけて、「農業関係機関と連携し、地域の協議を継続して実施し、地域計画のブラッシュアップを行う」内容に変更しています。

続いて、3ページを御覧ください。変更6の地産地消の推進では、ふるさと納税返礼品に関し、具体的な品目情報を生産者に提供する旨を追加しました。

次に、3有害鳥獣対策では、まず変更7になりますが、有害鳥獣から農地を防護するための対策について、小規模農家も含めて補助率を引き上げる内容を追加しています。

次に、変更8です。狩猟免許に関する周知・啓発を広報誌などで強化するとともに、箱なわの増設による捕獲圧強化を追加しました。

次に、4ページの変更9です。イノシシやサル在市街地への出没が増加している状況を踏まえ、通学路を含む市民生活の安全にも関わる課題であるという認識のもと、自治会や学校などと連携した継続的な対策が必要である旨を追加しています。

次に、変更10です。基盤整備の実施に際して、土地改良区との連携強化が必要であることを追記しました。

次に、変更11ですが、漏水や破損個所を調査したうえで、計画的な改良を進める必要がある旨を追加しています。

以上が、御提出いただいた意見を踏まえて追加・修正した主な内容となります。また、今回は、この赤字部分の微調整にとどめたいと考えております。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、これらの内容について御意見等ございませんか。

【真鍋委員】

変更1で、燃料・肥料等の価格が高止まりとしているが、止まっていないのでは。

【原事務局長】

はい、そうです。価格については、止まっていないので、表現を修正します。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、修正案を第25期委員の意見書として、次回の総会で議案として上程させていただきたいと思います。

以上をもちまして、第33回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

14時50分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員